

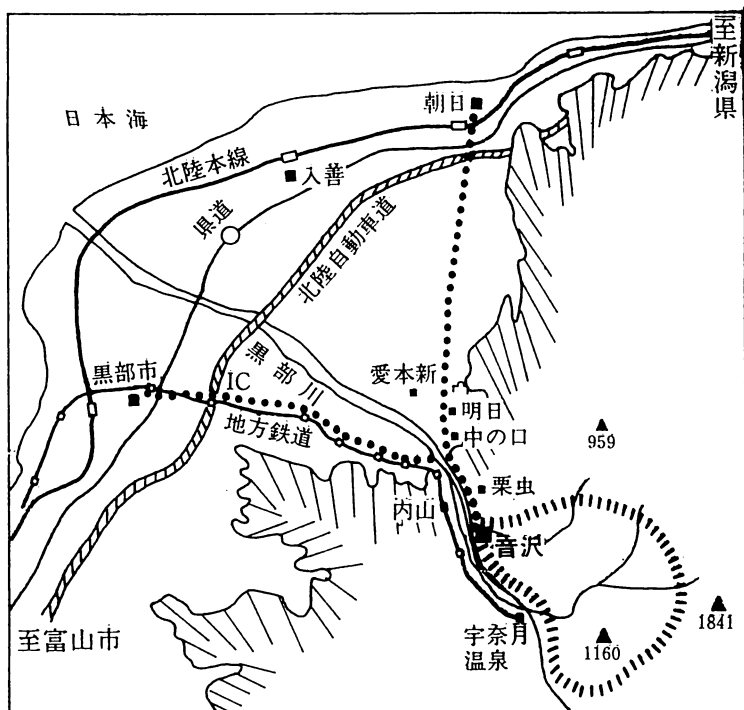
富山県の一山村におけるつまどい婚

濱 久年

一 調査地概況

地理的位置 調査地は、富山県東部の宇奈月町にある音沢というムラで、北アルプス山脈から日本海に注ぐ黒部川の河岸に位置する。その景観は、山と川とに挟まれたわずかな平坦地に、一〇八戸（人口四〇四人、昭和六三年現在）の家々がびっしりと密集し、隣り合う村がないために、さも孤立しているかのである。いまでこそ、黒部川を架ける橋があり、宇奈月温泉に向かう県道と鉄道が敷設されていることもあって、往来はいたって楽なものだが、明治四二年に吊り橋が架橋され、大正二二年に鉄道が敷設されるまでの音沢は、幅一尺ほどの山道だけが外部社会との接触を可能にするパイプだったのである（図1）。

今日の行政区分では、下新川郡宇奈月町字音沢となっているが、昭和二九年の町村合併までの音沢は、黒部川右岸の旧愛本村の一ムラとして、一七世紀初頭から加賀藩の末端行政区に組み込まれていたことが史料によって確認されている⁽¹⁾。経済的条件 こうした地理的条件下に置かれた音沢の経済的な特徴としては、約三〇四ヘクタールの入会林をナカマ



……は往時の環線道路 〰〰〰は音沢の入会林

図 1

ヤマと呼び、ムラの共同所有として利用することがあげられる。音沢ではこの入会林を利用して、古くは炭焼き・木挽・木地・薪売り・狩猟・山菜売りなど、あらゆる山仕事に携わってきた。また自家消費用としての大根・小豆・蕎麦などの栽培も、入会林を利用したナギといわれる焼畑によってまかなっていたのである。

これらの山仕事は、いずれも家族単位か夫婦単位で行われ、複数の家々が共同で炭を焼いたり、焼畑を作ることにはなかった。しかも、人力に頼らざるを得ない生産技術と、山道だけが頼りの交通手段では、いずれの生業も多くの収益は望めなかったと考えられる。ちなみに女性たちの仕事は主に焼畑耕作にあり、炭や薪を山から担ぎ下ろすのも大事な仕事であった。とりたてて未婚女性の収入はなく、冬のわら仕事の小遣い稼ぎになっていた。

こうした生産基盤の狭い生業に依存していた音沢では、入会林の利用権がムラの人すべて平等に認められ、新たな分家などへの制限がみられない、

という特徴がある。⁽²⁾ もちろん、余所者に対しては、入会林の利用をいっさい認めないという厳しいルールがあり、現在でも建築業者として入村している一世帯には、山菜の採集権が認められていない。

社会的条件 音沢にはムラの共同所有によつて管理されていた入会林のほかに、私的に所有される水田と畑(宅地の周辺にあつて焼畑とは別)が自家消費用として約二三ヘクタールあり、エーモンシヨといわれる一〇軒ほどの家々の所有に帰している(平成五年現在)。しかし、かつての音沢にとって生業の大半は、共同所有の入会林に依存していたことはいうまでもない。

この入会林の所有・利用形態からうかがえるように、音沢の社会的な特徴としては、社会の階層差が微弱であり、イエ同士の結びつきが比較的対等な社会であつたことが考えられる。実際、これら一〇軒のエーモンシヨといわれる家々もムラの中で通婚し、土地を持たぬ一般の村人と同様につまどい婚を行っていたのである。

二 通婚圏・家族と親族

地域的通婚圏 昭和六三年現在、音沢に居住する一〇八世帯のうち、確認し得た一二八例の婚姻事例を対象に、大正年間から昭和五九年までに行われた地域的通婚圏を調査した結果、七〇事例(五四%)が音沢内での通婚であつた。さらに、つまどいが行われていた大正末期から昭和一九年以前までに時代を区切ると、四五事例中、村内婚は三六例(八〇%)であり、往時は村内婚が優先されていたことがわかる。聞き取りでも、「昔はタビ(村外のムラを示す)に出るのは氏神様に嫌われたからだ」といった伝承もあり、かつてはムラの中で結婚するのが当然だったという述懐も耳にできる。

家族形態 音沢の家族形態は、昭和六三年の世帯調査の結果、夫婦と未婚子による夫婦家族の形態が六二世帯(五九%)、親子二世代夫婦が同居する直系家族の形態が三九世帯(三七%)と、両形態が二分していることがわかつた(単身世帯、不明三世帯)。さらに相続と分家の事例を調査したところ、一一〇例の相続事例と二七例の分家の事例が確認できた。

相続の事例では、長男相続（長男死亡による次男以下の相続を含む）が一一〇例中八七例（七九％）、次男以下の相続が一〇例（九％）、婿養子による相続が一〇例（九％）、未婚の女子を養子にした後に婿を迎えた例が三例（二％）であった。分家の事例は次男以下の分家が二五例（九三％）、長男の分家が二例である。ここでは各慣習の詳細は割愛するが、次男以下の相続と長男の分家は、いずれも昭和三〇年代以降の事例であることを断っておきたい。

以上のような家族形態が音沢の古くからのものであったのかどうかは確認できないものの、現在の聞き取り調査による限り、音沢の相続形態は長男優先相続で、世帯主は死ぬまでその地位に就く傾向があり（死に譲りの相続、隠居者のために別棟を設けるとか、隠居者の財産を別にするような慣習は見出せなかった（いわゆる同居同財型の隠居慣行））。

親類関係のネットワーク 音沢では父方母方の双方に広がる自己中心的な親類関係（姻族を含む）をイッケと呼び、村内婚の優位とあいまって、ムラ中がすべてイッケとなるようなネットワークが張り巡らされていた。こうした親類関係の網の目を音沢の人たちはグルグルイッケだと表現する。

このイッケは、個人が所属する「家」を単位として、葬式や屋根葺きなどの相互扶助はもちろん、食料品や薪・茅などの物品の貸し借り、冠婚葬祭における儀礼的贈答を行うなど、村落生活において重要な役割を果たしていた。

超世代的な本分家関係の不成立 音沢では本家をオモヤ、分家をアライと呼ぶが、本分家の関係を表す特別な言葉は伝承されない。このオモヤとアライの関係は、自己中心的な親類関係（音沢でいうイッケ）の中に組み込まれる傾向にあり、二代以上になるとオモヤ・アライの関係であることさえ認識されなくなる³。

さらに、音沢には分家創出の抑制が見られず、相続者以外の次三男は、入会林の利用が平等に認められていたこともあって、親の庇護など多く期待せずに新たな分家を創設し、親から自立していく傾向がある。

音沢の社会では、寄合の出席や道普請などのムラの共同作業の参加、祭礼や講などの宗教行事の参加や費用負担などがいずれも「家」を単位として行われていた。音沢では、年齢や世代による集団は未婚青年男女の若者宿が確認できるだけで、子供組や戸主組などの年齢集団は見出せず、また地縁集団としての「組」的な社会集団も見出せない。

したがって、つまどい婚を慣習とする音沢の社会は、村内婚を繰り返すことによってイツケの関係をムラ中に累積させ、この複雑なイツケのネットワークを軸に個々の家々が互いに連鎖しあい、社会の秩序を維持していたものと思われる。もちろん、トナリといわれる親密な近隣関係や友人関係などがイツケと絡み合い、ひとつの完結した社会として、より強力に結びついていたことはいうまでもない。⁽⁴⁾

三 配偶者の選択と婚姻儀礼

一 若者宿と配偶者選択の習俗

音沢では、昭和の初め頃まで、オトコヤド・オンナヤド（以下、男宿・女宿と記述）といって、未婚の男女が集う若者宿があった。宿入りの年齢は男宿が数え年一四、五歳、女宿が一二、三歳といわれる。男宿は寝泊まりする寝宿だが、女宿は寝泊まりしなかった。

男宿・女宿ともに、特別にこしらえた常設の宿があったわけではなく、気のあった友だち同士が五、六人で仲間を作り、分家したばかりの家など気安く寄りやすいところに頼んで宿にしてもらうものだった。そのため、音沢には、男宿・女宿がいくつもあったといわれ、宿入りの儀礼や宿の規則などの伝承も聞かれない。ただし、いったん宿入りすれば、宿替えはできないというルールだけはあったようだ。

こうした気のあった友だち同士が集う若者宿はアソビ宿ともいわれる。男宿は雑談したり、花札などして遊ぶ場所であり、女宿は娘たちがワラを持ち寄ってゾウリやワラジを作ることが建て前となっていた。

この娘たちが集まる女宿に男たちは遊びに行き、そこで自分の好きな相手を見つけ、かつてはスキゾエといわれる恋愛結婚が多かったといわれる。そして男が女の家に夜中こっそり忍び込んで、一夜をともに過ごすという、ヨーワイといわれる習俗がかつては行われていた。⁽⁵⁾

未婚の男女が宿で遊び、またヨーワイを繰り返しながら交際を深め、いよいよ結婚することになれば、彼らは次第に宿には行かなくなる。その当時は、男は数え年で二〇歳前後、女は一六〜一八歳で結婚したといわれる。そして宿仲間が結婚すれば仲間が一人減り、また一人減りして、いずれその宿は自然消滅する。音沢の若者宿は、こうした新陳代謝を繰り返すことによって、古くから存在し続けていたと思われる。

このように音沢の若者宿は、優れてインフォーマルな若者の集まる場所であり、そうした若者宿が音沢には複数あった。それでいて、若者宿に集まる若者すべてをまとめる青年組織は存在しなかった。音沢の若者宿が古くからこうした性格だったのかは確認できないが、若者宿が未婚男女の大事な交際場であり、村内婚をうながす重要な役割を果たしていたことは間違いない。

二 婚姻儀礼

男女二人が互いに夫婦になることを同意すれば、まず初めにハシモチという儀礼が行われる。ハシモチというのは、嫁となる娘が不断着姿で婿家に行き、そこで三日間ほど寝泊まりすることをいう。⁽⁶⁾恋愛結婚の場合なら、婿となる若者本人が嫁にしたい娘を自分の家に連れていき、恋愛でなければハシワタシといわれる人物(婿嫁双方の親類の者一人、叔伯母が多いという)が嫁となる娘を婿方に連れていく。いずれにしろ、ハシモチの前に嫁方と婿方が公に縁談交渉をすることはないとされ、ハシモチのために仲人を立てる慣習も見出せない。

ハシモチの三日間、嫁は婿方に滞在するわけだが、その間、嫁は姑からワラジかゾウリを作るように命じられ、決して外出は許されない。婿家ではいつも通りの食事で嫁といっしょにご飯を食べ、仏壇や神棚を拝ませたり、盃を交わすなどの儀礼的なことはせず、また人を招待しての祝い事も催さない。嫁はひたすらわら仕事をし、三日間、婿家にこもるのだ。このハシモチの最後の晩(滞在三日目の晩)になると、サケイレといって、婿家から酒二升が嫁家に贈られる。このとき初めて嫁家は結婚の承諾を与え、さらにもらった酒をイッケとトナリに配り、結婚を公にする。婿家からの酒を持参する

のは、ハシワタシともナカドともいわれる婿方の親類（婿の父方母方いずれかの叔伯父一人）だが、このサケイレの儀礼では、嫁の両親と盃を交わすような特別な儀礼は行われない。

サケイレがすむと、嫁は実家に戻り、その日の晩から婿のつまどい（音沢ではへ泊まりに歩く、という）が公に認められる。すなわち、音沢では、婿方におけるハシモチの儀礼と、婚姻の社会的承認を目的としたサケイレの儀礼が行われると、婚姻は成立したものとみなされるのだ。なお、嫁の婚家引き移りにあたっては何等の儀礼も催さず、いつ引き移りが行われたかなど、ムラの人は誰も知らないものだという。

四 つまどい婚の実態報告

一 つまどいの条件と事例

昭和六三年の世帯調査で確認できた一二八件の婚姻事例のうち、ここでは調査にご協力いただいた二六組の夫婦を対象にした調査結果を報告したい。

対象となる二六組の夫婦のうち、つまどいの経験があるのは一六組であった。つまどいを行わなかった一〇組の夫婦についてみると、村外婚である夫婦が六組、婿養子による夫婦が二組である（残り二組は表1参照）。したがって村外婚ではつまどいは行われず、村内婚の場合でも、婿養子の結婚につまどいは行われないことがわかる。

さて、つまどいを経験した一六組の夫婦を調査した結果、音沢のつまどい婚にはつぎのような特徴があることがわかった。すなわち、跡取りである長男夫婦か、分家を予定する次男以下の夫婦かによって、つまどいの形式が異なってくるのである。

二 二つのつまどい形式

そこで長男夫婦をA型、次男夫婦をB型として、図2のように二つのつまどい形式を図式化してみた。また各事例の結婚年順に初婚年齢やつまどい年数等を一覧したのが表1である。以下、このモデル図と表を中心に、つまどい婚の特徴をみてみよう（文中の事例番号は表のものと一致する）。

A型長男夫婦 A型の長男夫婦の場合、サケイレが終わった晩から、

表 1 つまどい事例
A型 長男夫婦のつまどい事例

事例	結婚年	話者生年	婚姻年齢	つまどい年数	同居時子供数
①	大正10年	夫(M35)妻(M36)	夫20・妻19	8年	1人
②	大正13年	夫(M37)妻(M40)	夫20・妻17	1年	0人
③	昭和元年	夫(M39)妻(M42)	夫20・妻17	1年	0人
④	昭和元年	夫(M31)妻(M43)	夫28・妻16	3年	0人
⑤	昭和4年	夫(M43)妻(M44)	夫19・妻18	21年	5人
⑥	昭和8年	夫(M44)妻(T6)	夫22・妻16	3年	1人
⑦	昭和9年	夫(T3)妻(T7)	夫20・妻16	0年	0人
⑧	昭和19年	夫(T8)妻(T12)	夫25・妻22	半年	0人
⑨	昭和19年	夫(T?)妻(S1)	夫?・妻20	2年	2人
⑩	昭和21年	夫(T10)妻(S3)	夫25・妻18	一ヶ月	0人

* 事例⑦がつまどい0年とあるのは、夫が徴兵で不在となり、夫が帰村すると同時に同居した例。

B型 次男夫婦のつまどい事例

事例	結婚年	話者生年	婚姻年齢	つまどい年数	同居時子供数
⑪	昭和2年	夫(M35)妻(M42)	夫25・妻18	1年	0人
⑫	昭和4年	夫(M?)妻(M43)	夫?・妻19	4年	1人
⑬	昭和5年	夫(M44)妻(T1)	夫19・妻17	8年	2人
⑭	昭和5年	夫(M35)妻(M43)	夫28・妻20	0年	0人
⑮	昭和7年	夫(M?)妻(T1)	夫?・妻20	3年	0人
⑯	昭和7年	夫(M?)妻(T2)	夫?・妻19	2年	0人

* 事例⑯がつまどい0年とあるのは、結婚前にすでに分家宅が完成していたため、即同居した例。

夫婦は嫁方で寝泊まりするわけだが、サケイレの翌日以降、嫁は毎日欠かさず、朝早くから婿とともに婿家に向かい、婿の家で朝食をすませ、婿といっしょに炭を焼くため山に入ったりと、夫婦して働くようになる。嫁はたとえ山仕事ができない冬の間（二月から翌年三月頃まで）であろうと、毎日必ず婿家に行き、姑のもとでわら仕事や家事などを手伝って過ごすのだ。

こうして一日中、婿家で働いた嫁は、晩ご飯がすむと、後かたづけをすませて一人で実家に戻っていく。婿はいっしょに行かず、夜遅くにつまどいをする。婿は毎晩つまどいをして、嫁の両親と話をしたり、顔を合わせたりはしないものだといわれている。

嫁は毎日、婿家で働くばかりではない。衣類の新調や補修、洗濯なども婿家で行うような

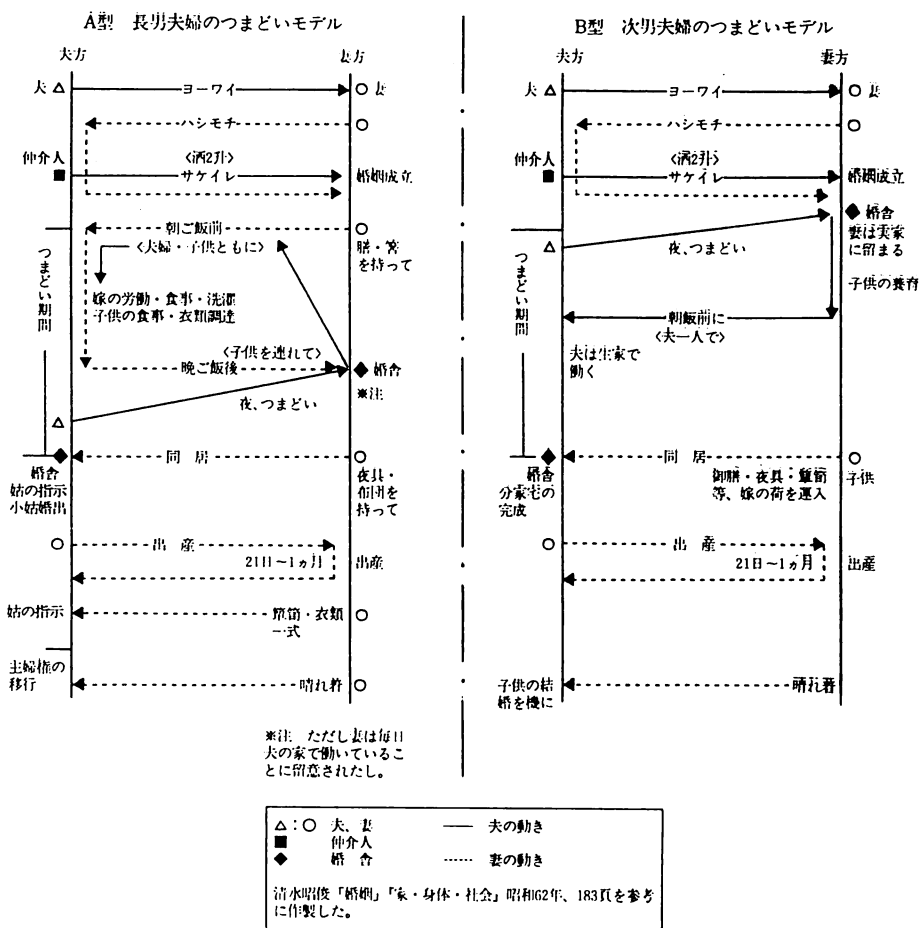


図 2

る。もちろん、嫁がわら仕事などして稼いだお金も、すべて婿方の管理下におかれることになる。嫁の小遣いは夫婦の収入から捻出し、実家で小遣い稼ぎをすることはない。

このつまどい期間中に嫁が妊娠すると、出産は嫁の実家で行うが、その子供は嫁が毎日婿家に行くときに必ず連れていき、実家に戻るときにも必ず子供を連れていく。その子供にかかる食費などの養育費は、つねに婿方の管理下に置かれ、嫁の実家がとくに負担することはない。

また戸籍のうえでも、子供の出生届は婿方の戸籍に入籍され、婚姻届もつまどい期間中であろうと、初子出産の際

に婿方に入籍される傾向がある。聞き取りによると、つまどい期間中に嫁や子供が死んだときには、その葬式を婿家で行うという。またつまどい期間中に夫婦いずれかが死んだ場合でも、その子供は必ず婿家が引き取るべきだといわれている。このようにA型の長男夫婦の場合、嫁は毎日婿家で働いて、晩ご飯がすむと実家に帰って寝泊まりし、婿が毎晩、嫁の実家につまどいをする、というのがその特徴であるといえる。

B型次男夫婦 次にB型の次男夫婦について説明しよう。サケイレの後、実家に戻った次男の嫁は、長男の嫁のように婿家で働いたり、婿といっしょに仕事をしたりはしない。それでも婿の家が忙しいときには、請われて手伝いに行くこともあるが、その場合は金銭などの報酬が与えられるか、婿家から等価の労力が返されるなど、両家の労力交換（コリーヤクという）として手伝うに過ぎない。

次男の嫁は、あくまで結婚前と同じように実家で生活し、食費などの日常生活も、すべて実家の管理下に置かれることになる。分家を予定している婿も、自分の生まれた家族のもとで生活しており、彼が働いて得た収入は、独身の頃と同様に両親の管理下におかれたままなのである。そして婿は、夜になれば公然とつまどいをし、朝早く、嫁の両親と顔を合わせないうちに、自分の家に戻っていく。

このつまどい期間中に子供が産まれると、次男夫婦の場合は、嫁の実家が子供を育てることになる。子供の食費や衣類調達などの養育費は、嫁の実家が負担し、とくに婿家は子供の養育費を負担することはない。

ところが、戸籍のうえでは、子供の出生届は婿方に入籍され、実家で生活している次男の嫁も、戸籍上は婿方に入籍される傾向がある。また聞き取りでは、つまどい期間中に嫁や子供が死んだ場合には、その葬式を婿の家で行うという。さらに、つまどい期間中に嫁が死ぬと、その子供は婿家が引き取り、婿が死んだ場合には、嫁家がその子を引き取るべきだといわれている。

このようにB型の次男夫婦の場合、夫婦は互いに自分の生家で生活し、婚舎が嫁の実家に置かれているのが、その特徴であるといえる。

三 夫婦同居の機会

つまどい婚における夫婦同居の機会は、従来、家族内の世代交代（とくに主婦権の移行）や夫婦の寝所の問題が指摘されており、本稿でもこの二つの点をふまえながら考察したい。

A型長男夫婦 長男夫婦の場合、表1にあげた一〇例をみると、そのつまどい期間は、一年から二年とかなりの幅があることがわかる。なぜこれほどの幅が生じるのか。聞き取りによれば、姑が嫁に対して婚家に引き移ってくるように指示しなければ、嫁はいつまでも実家に帰って寝泊まりし、婿のつまどいが行われるという。この長男嫁の婚家引き移りに対する話者の答えは、すべての話者がみな同じ考えであり、さらにまた、婿や舅、あるいは嫁本人やその両親が嫁の婚家引き移りに対して口出しすることはないともいわれている。

いったい姑は何を基準に嫁の婚家引き移りを促すのだろうか。残念ながら、どの話者に聞いても、家庭の事情によって違うから決まり事などない、と答えるばかりである。家庭の事情とは何なのだろうか。

聞き取りによれば、婿方にキョウダイがたくさんいると、嫁はなかなか婚家に引き移らないものだといわれており、たとえば一年のつまどいを経験した事例③の話者は「この家（婿方）一人じやったもん。娘も何もおらなんだもん」といつて、婿が一人息子であったことを、早くに同居した理由としてあげるのだ。

そこで、各事例ごとについて婿方と嫁方の家族構成を、結婚時と同居時に分けて調査した結果、結婚時において婿方にキョウダイが多くいれば、つまどいは比較的長期間にわたり、キョウダイがいなければ比較的つまどいは短期間で終わる、という傾向が見出せたのである（表2参照）。

たとえば、つまどい期間八年の事例①をみてみよう。結婚時の婿方には未婚のキョウダイが四人おり、夫婦同居時には未婚の第一人を除いて、キョウダイがみな婚出・養出しているのがわかる。この事例①の夫婦が同居するのは、婿の妹が

表 2 A 型 長男夫婦の結婚時・同居時における両家の家族構成（数字は年齢）

			婿方・嫁方の家族構成	夫婦と子供
事例① つまどい八年	婿方	結婚時	祖父71, 父50, 母52, 姉27, 妹11, 弟10, 弟6	夫19
		同居時	祖父79, 父58, 母60, ? 婚出 養出 弟14	妻26, 子7
	嫁方	結婚時	父44, 母44, 姉20, 弟13	妻18
		同居時	父52, 母52, 婚出 弟21, 弟嫁22, 弟の子1人	
事例② つまどい一年	婿方	結婚時	母55	夫20
		同居時	母56	夫21, 妻18
	嫁方	結婚時	父50, 母?, 妹13, 弟9	妻17
		同居時	父51, 母?, 妹14, 弟10	
事例③ つまどい一年	婿方	結婚時	父44, 母43	夫20
		同居時	父45, 母44	夫21, 妻18
	嫁方	結婚時	父58, 母51, 兄34, 兄嫁29, 子1, 弟14	妻17
		同居時	父59, 母52, 兄35, 兄嫁30, 子2, 弟15	
事例④ つまどい三年	婿方	結婚時	母66, 兄嫁31, 子12<兄は死亡>	夫28
		同居時	母69 婚出 子15	夫31, 妻19
	嫁方	結婚時	祖父76, 父55, 母57, 兄24(兄嫁23, 子3), 弟15, 弟11	妻16
		同居時	祖父79, 父58, 母60, 兄27, 兄嫁26, 子6 養出 弟14	
事例⑤ つまどい二一年	婿方	結婚時	父48, 母46, 姉20, 弟16, 弟13, 弟10, 妹7, 妹3	夫19
		同居時	父69, 母67 死 分家 死 死 婚出婚出	夫40, 妻39, 子5
	嫁方	結婚時	父48, 母46, 弟14	妻18
		同居時	父69, 死 弟35, 弟嫁31, 弟の子4人	
事例⑥ つまどい三年	婿方	結婚時	母40	夫22
		同居時	母43	夫25, 妻19, 子0
	嫁方	結婚時	父50, 母44, 兄25(兄嫁17), 弟18, 妹11, 弟9	妻16
		同居時	父53, 母47, 兄28(兄嫁20), 弟21(弟嫁22), 妹14, 弟12	

* () 内の家族員はつまどい期間中であることを表す。

* 事例③：嫁方の兄夫婦は村外婚

* 事例⑧⑨⑩は、詳細が確認できないので割愛した。

結婚し、嫁ぎ先に引き移った直後なのだ。この妹夫婦が事例④であり、表2をみると三年のつまどい期間を経た後に同居しているのがわかる。

事例④の場合をいえば、婿方に兄嫁とその子供がいたので(婿の兄は死亡)、結婚当初の夫婦は分家を予定して、B型のつまどいを行っていた。ところが、兄嫁が再縁すると事例④の夫婦は、分家を止めて婿家に同居することになった。つまり、事例④の夫婦が同居すると同時に、小姑がいなくなった事例①の夫婦も同居をはじめているのだ。

次に二二年間つまどいを行った事例⑤をみてみよう。結婚時の婿方の家族には未婚のキョウダイが六人おり、夫婦同居時には、このキョウダイたちが分家するなり婚出するなりして、すべて家を離れているのがわかる。事例⑤の夫婦が二一年ものあいだつまどいを行ったのは、婿に年の離れた妹が二人おり、この妹二人が婚出するのを待っていたからだということのように、婿方に未婚の弟が一人いても同居する例(事例①)があるわけだから、婿のキョウダイのなかでも、とりわけ未婚の姉妹がいると、嫁はなかなか婿家に引き移らず、姉妹の婚出を待つようやく同居できる、ということがわかる。また事例①をみると、たとえ婿の姉妹が結婚しても、B型のつまどいを行っているうちは、姉妹が実家で生活しているためか、嫁は婿方に引き移らない、ということもわかる。

なぜ、長男夫婦は婿方に姉妹がいると同居できないのか。このことを考えるうえで見逃せないのが寝所の問題である。

図3は聞き取りによって確認できた戦前の音沢における間取り略図である。各部屋の機能について簡単に説明すると、ニワは流しや便所があつて土間にあたり(竈はない)、タナモトは囲炉裏(ヘンナカという)があつて食事をしたりする部屋。ザシキは仏壇のある部屋で祝い事があればこの部屋を使う。カネンテ(オイとも)は、僧侶などの大事な客人を通す部屋であり、ザシキとつなげて祝い事にも使ったりする。ナンドは夫婦の寝室とされ一般に世帯主夫婦が使う。インは女宿に入る年頃の娘たちの寝室であると同時に、またナンドを長男夫婦に譲った世帯主夫婦が寝室に使う部屋でもある。ちなみに、音沢の間取りにおいては、玄関以外で出入りできるのはインだけであり、かつてヨーワイの習俗が行われていた音沢で、未婚の娘がインを寝室にしていたというのはたいへん興味深い。

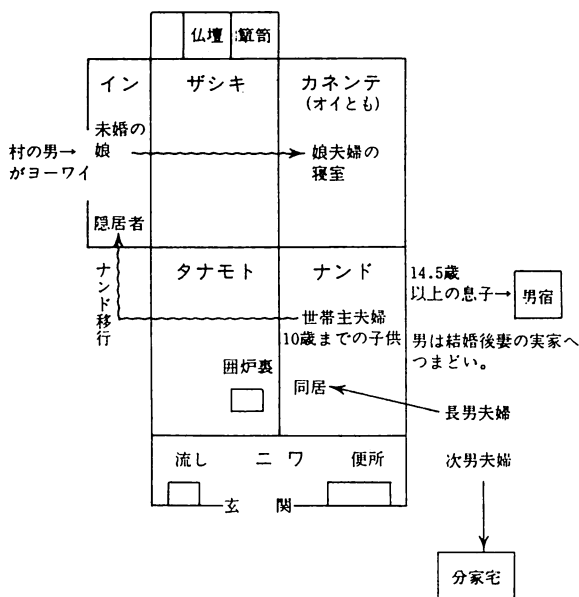


図 3

音沢ではナンドを世帯主夫婦の寝室とし、世帯主夫婦はいずれ長男夫婦にナンドを譲って、インに寝室を移動するというのが慣習となっていた。したがって、世帯主夫婦から長男夫婦に寝所の移行が行われるには、インの部屋が空部屋になっていることが前提となる。

ところが、インは未婚の娘たちが寝室とする部屋であり、ムラの男たちがヨーワイに来る若者たちの交際の間でもあった。そのため世帯主夫婦は、娘が結婚してインを退くまで長男夫婦にナンドを譲ることはしないのだ。すなわち、婿方に未婚の姉妹がいれば、長男夫婦への寝所の移行が妨げられ、嫁の婚家引き移りが遅れる要因のひとつになっていたと思われる。

いっぽう、結婚してインを退いた娘は、婿のつまどいなどの部屋で受けるのか。調査で確認し得たのは、カネンテといわれる部屋が使われる傾向にあることだ。もちろん、必ずしもカネンテであるとは限らず、娘が何人かいて、その婿たちが同時につまどいに来れば、ザシキやタナモトを使ってもかまわないといわれる。ただし、娘夫婦がそのま

まインを寝室としたり、ナンドを使うことはないという。このように長男夫婦の同居には、寝所の問題が関わっていたわけだが、婿に姉妹がない場合（事例②③⑥）でも、つまどいは行われていた。したがって寝所の問題は、つまどいの期間を左右することはあっても、つまどいを行う直接の要因とはならなかったのである。

次にシヨタイ渡しといわれる家長権と主婦権の移行と夫婦同居との関連を考えてみよう。音沢のシヨタイ渡しの慣習は、世帯主夫婦がかなり高齢になって、もはや十分に働けなくなったときにようやく行われる。そのため、長男夫婦に寝所を譲った父母が、いまだにシヨタイを持ち続けても、それは当然のことだとされる。

従来、つまどいを伴う結婚において、嫁の婚家引き移りは、家族内の世代交代との関連が指摘されているが、前述のように音沢では世帯主が死ぬまでその地位にあり、隠居のために別棟を設けるような慣習は見出せなかった。したがって、夫婦が同居する時期と、寝所の移動、世代交代といった出来事が同時に行われることはないのだ。

たとえば、夫婦の同居と寝所の移動が同時に行われても、世代交代はずっと遅れるという事例②④⑤⑥もあれば、夫婦同居の後に寝所の移動が行われ、さらにその後には世代交代が行われるという事例①③もある。つまり、家庭内の世代交代と嫁の婚家引き移りは直接連関してこないといえる。

長男夫婦の同居の機会については、寝所の問題が同居の時期に影響していたこと以外、確かなルールは見出せなかったが、婿方の世帯主夫婦の年齢なども配慮されたに違いない。ただし、家族労働力といった経済的な問題は、表2に見るとおり配慮されていたとは考えられず、またそうした伝承も聞かれなかったことを付け加えておきたい。

B型次男夫婦 次男夫婦の場合は、前述の長男夫婦と違って、新たな分家の家屋が完成すると同時に、夫婦は同居を始めるというはつきりしたルールがある。

したがって、表1中のつまどい期間に○年から八年と幅がみられるのは、婿方の経済力の差が直接の要因であり、経済的な余裕があれば分家宅が早くに完成するためつまどい期間は短くなり、そうでなければ長いあいだつまどいが行われることになる。たとえば、つまどい期間○年の事例⑭の場合は、結婚前に分家宅が完成していたため、まったくつまどいを行う必要がなかったのだ。

結びに代えて

一般にわが国のつまどい婚といえ、B型の次男夫婦によるつまどい形式が想起されるが、音沢には長男夫婦によるA型のつまどい形式が同時に併存していたところに特徴がある。

この二つのつまどい形式が併存していたことについては、かつてはB型のつまどい形式だけが存在していた音沢に、家父長的な家族制度の影響によって、A型のつまどい形式が生じたのではないかと仮定することもできるだろう。

もし、このように仮定するならば、B型のつまどい形式のみが存在したであろう、いにしへの音沢の家族慣習、とりわけ相続慣行はどのようなものであったのか、という疑問が生じてくる。

残念ながら、往時の音沢にいかなる家族慣習が行われていたのかを確かめる史料も伝承も見出せないが、選定相続を伴う家族慣習が存在したのではないかと想起することもできる。周知のとおり、選定相続の形態にアシイレ婚と呼ばれるつまどいの習俗が伴っていたことは、伊豆諸島や紀伊半島、薩摩半島などの西南日本の各地で確認されている。

ところが、今回報告した日本海地域の北陸以北では、たとえば富山県は長男相続がきわめて卓越した地域であることが知られており、また嫁入り婚が支配的な地域としても知られているのである。⁽⁸⁾ 一方で、⁽⁹⁾ 富山県は長男相続がきわめて卓越した地域であることが知られており、また嫁入り婚が支配的な地域としても知られているのである。そうであるなら、周辺地域とはまったく異なる家族慣習が、この音沢だけに存在し得たのだろうか？ という疑問が残る。

富山県下にみられたつまどい婚を如何にとらえるかは、西南日本の事例と比較する以前に、周辺の日本海地域における比較研究を行う必要がある。はたして日本海地域において類似の習俗が存在するのだろうか、大方のご教示をお願いし、本稿の結びに代えたい。⁽¹⁰⁾

(1) 宇奈月町『宇奈月町史』九五～一〇五頁。正保三年(一六四六)の「越中四郡高付帳」には、音沢の村高が九五石と定められていたことが記されている。

(2) 入会林の利用権が平等に認められていた経済的な背景には、入会林の面積が広大であったばかりでなく、各種生業がきわめて低い生産力しか持たなかったが故に、林野の再生産が十分に保障されていたことが考えられる。つまり生産技術が向上し、交通手段が発達して生産力が高まれば、いかに広大な林野であろうとも、山林の乱伐や焼畑地の拡大などによって、入会林の再生産はすぐさま危機に陥り、平等に利用権を認めることは難しくなると思われるからである。

(3) 音沢のオモヤとアライは、親と子の関係であるに過ぎず、その限りにおいてイツケ(自己中心的な親類関係)としてのつきあいを行うが、祖父と孫の関係になると、つきあいは行われず、イツケであることの認識さえなくなってしまう。

(4) 村の社会秩序を維持するための自治組織は、六人の役員のほか氏子総代、寺総代がいる。六人の役員は一人の総代と五人の委員により構成され、彼らが他村との交渉(入会林の境界争い等)や共同作業などを取り決め、ムラをまとめる役割を果たしている。この役員は、古くから四年に一度行われる、一戸一票形式の選挙によって選出することになっており、つねに組閣替えが行われ、エーモンシヨといわれる家だけがつねに役員に就任するとは限らない。

(5) ヨーワイとつまどい習俗との違いは、前者が未婚男女による交際の手段であり、後者が結婚後の夫婦生活だと認識されていた点にある。つまり、男は結婚すると配偶者以外の女にヨーワイすることは原則として認められておらず、女も配偶者以外の男のヨーワイを許すことはできないとされる。ヨーワイの詳細については別の機会に報告したい。

(6) 婿方でのハシモチ儀礼が三日間の期日を設定していたことはたいへん興味深い。この儀礼は、嫁を実家から分離させるとともに、婿方の家族成員として認めることを象徴的に表わしたものと考えられる。また婿方で婚姻成立儀礼が催され、おおむね婚姻当初の婚舎を一時的に嫁方におく音沢の婚姻形態は、民俗学でいう「足入れ婚」の範疇に入ることになるが、婚姻史上における歴史的な位置づけについては今後の課題としたい。大間知篤三「足入れ婚とその周辺」『大間知篤三著作集』第二巻、未来社、一九七五年参照。

(7) 嫁の出産の場合は、初子に限らず、つまどい期間中であれば必ず実家で行われる。また同居した後でも実家で出産することのほうが多く、分家後の次男の嫁でも、実家に帰って出産するのである(図2参照)。

(8) 泉靖一他「日本文化の地域性」『人類科学』一五輯、一九六三年に「家を継ぐ者」としてかけられた分布地図参照。富山県の箇所には長男であることが強調されている(のち坪井洋文『日本民俗社会の研究資料』隣人社、一九六八年に再録)。

(9) 大間知篤三「民間伝承と伝統」『著作集』第二巻、未来社、一九七五年。江守五夫『日本の婚姻―その歴史と民俗』弘文堂、一九八六年。

(10) 新潟県西蒲原郡巻町五箇浜には、音沢のB型つまどい形式に類似する婚姻形態が見出される(瀧久年「新潟県の一海村におけるつまどい婚(一)」『高志路』三一七号、一九九五年、一〇一四頁。つまどい形式の実態は『高志路』三二〇号、一九九六年に掲載予定)。

後記 本稿は一九九四年六月一〇日「比較家族史学会第二五回研究大会」(於青山学院大学)での口頭発表を原稿に書き改めたものである。発表の機会を与えて下さり、また貴重なアドバイスをいただいた江守五夫先生と、つねにご指導いただいた宮良高弘先生、さらに調査にご協力いただいた音沢の方々には感謝の言葉を捧げたい。

(株) 野嶋出版編集部・民俗学